

建築基準法（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき廃止申請されました次の建築協定について、同項の規定により当該建築協定の廃止を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

平成25年12月17日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂にれのき北第2地区建築協定

2 申請者の氏名

酒井 信一

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町4丁目3番地、4番地1、4番地2、5番地1、5番地2、6番地1、6番地2及び7番地並びに御陵峰ヶ堂町3丁目3番地1から3番地9まで、4番地1から4番地17、5番地1から5番地19まで、6番地1から6番地19まで、7番地1から7番地5まで、8番地1から8番地6まで、9番地1から9番地7まで、10番地1から10番地7まで、11番地1から11番地14まで、12番地1から12番地18まで、13番地1から13番地21、14番地1から14番地9まで、15番地1から15番地8まで、16番地1から16番地13まで、17番地1から17番地10まで、18番地1から18番地8まで

4 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

5 建築協定発効年月日

平成6年3月25日

（都市計画局建築指導部建築指導課）